

## こども発達支援事業所 エール幕張海浜(児童発達支援事業所)運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の園福祉会(以下「事業者」という。)が設置する「こども発達支援エール幕張海浜」(以下「事業所」という。)において実施する障がい児通所支援の児童発達支援事業(以下「指定児童発達支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 児童発達支援の実施に当たっては、障がい児の保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び「千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年千葉市条例第74号。以下「基準」という。)並びに「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年千葉市条例第85号))に定める内容のほか、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針(以下「児童発達支援ガイドライン」という。)等関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こども発達支援事業所 エール幕張海浜
- (2) 所在地 千葉市美浜区幕張西2丁目7番2号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行う。また、従業者に対し、基準に定める児童発達支援の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人(専任かつ常勤)

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給

付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。児童発達支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 児童指導員または保育士 2人(常勤職員1名及び常勤職員または非常勤職員)  
児童発達支援計画に基づき、障がい児及び障がい児の保護者に対し適切な指導等を行う。
- (4) 機能訓練担当職員 1人(常勤職員または非常勤職員)  
児童発達支援計画に基づき、障がい児及び障がい児の保護者に対し適切な機能訓練および指導等を行う。
- (5) 看護職員 1名(常勤職員または非常勤職員)  
児童発達支援計画に基づき、看護を必要とする障がい児及び障がい児の保護者に対し適切な支援および指導等を行う。
- (6) 事務職員 1人(幕張海浜こども園事務員が兼務)  
児童発達支援事業に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供日  
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間  
午前9時から午後5時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10人とする。

(児童発達支援を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 小学校入学前の乳幼児で心身の発達に気になることがある児童
- (2) 医師より知的障害、発達障害の診断を受ける予定のある児童

(児童発達支援の内容)

第8条 児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 発達支援

## ①本人支援

### (ア) 健康・生活

- ・健康状態の維持・改善
- ・生活のリズムや基本的生活習慣の形成
- ・基本的生活スキルの獲得

### (イ) 運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の向上
- ・姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- ・保有する感覚(五感)の総合的な活用

### (ウ) 認知・行動

- ・認知の発達と行動の習得
- ・空間・時間、数等の概念形成の習得
- ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

### (エ) 言語・コミュニケーション

- ・言語の形成と活用
- ・言語の受容及び表出
- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・コミュニケーション手段の選択と活用

### (オ) 人間関係・社会性

- ・他者との関わり(人間関係)の形成
- ・自己の理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加
- ・仲間と充実感や達成感を味わう
- ・自己肯定感の向上

## ②移行支援

- ・併用して通うこども園、保育園、幼稚園等との連携
- ・併用して通うこども園等への支援と支援体制の構築
- ・同年代の子どもとの仲間作り

### (2) 家庭支援

- ・家庭からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成等の支援
- ・家庭の子育て環境の整備
- ・関係者・関係機関との連携による支援

### (3) 地域支援

- ・近隣地域の子育て支援機関等の関連機関との連携

(通所給付決定利用者から受領する費用の額等)

第9条 児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。
- 3 次の各号に掲げる費用については、通所給付決定保護者から徴収するものとする。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項および第2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、千葉市全域及び習志野市の一部(事業所より半径約3km範囲)とする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 通所給付決定保護者及び障害児は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用当日に、利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、保護者の同意を得て、サービスの変更を行う。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求することとする。
- (2) 利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業者に知らせるものとする。また、事業所従業者より受給者証の確認を依頼する場合には速やかに提示するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

#### (通所利用者負担額に係る管理)

第12条 事業所は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業所が提供する児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、事業所は、当該児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。但し、満3歳になっての初めての4月1日から小学校就学前の3月までの3年間は無償化の対象となるため利用者負担は行わないものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関（嘱託医）又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関および主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、当該児童発達支援事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めることとする。

（苦情解決）

第15条 提供した児童発達支援に関する障がい児及び通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して千葉県知事（千葉市においては千葉市長）または市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事（千葉市においては千葉市長）または市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

(身体拘束等の適正化)

第17条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理および感染症や災害への対応力の強化)

第18条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第19条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1)採用時研修 採用後3カ月以内(但し、入職後できる限り速やかに実施するものとする。)

主な研修項目:就業規則等、災害対策、感染症対策、救命救急、虐待防止

- (2)継続研修 年1回

- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業員及び管理者は、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業員及び管理者であった者に、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ておかなければならない。
- 6 事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。
- 7 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 8 事業所は、障がい児に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 9 事業所は、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たり、自己評価及び利用者の保護者からの評価を受けて改善を図り、インターネット等の方法によりその内容を1年に1回公表を行うものとする。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会副法人愛の園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。